

ASEANの食品輸入状況について③ ～ベトナム～

今回の「Global Report」では、ベトナムの食品輸入状況についてお伝えします。ベトナムは、1億人の人口を有し、近年の経済成長で国民の所得水準が向上しており、日本食の輸出先としても注目を集めています。

◆ベトナムのマーケット

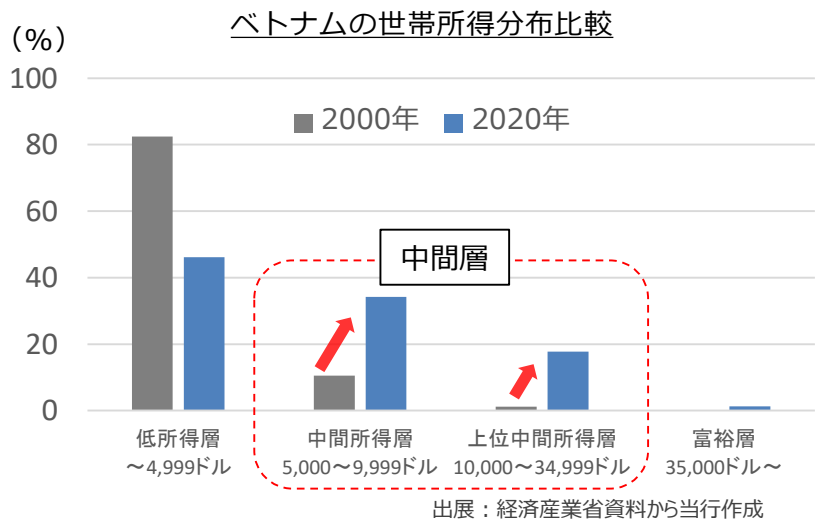
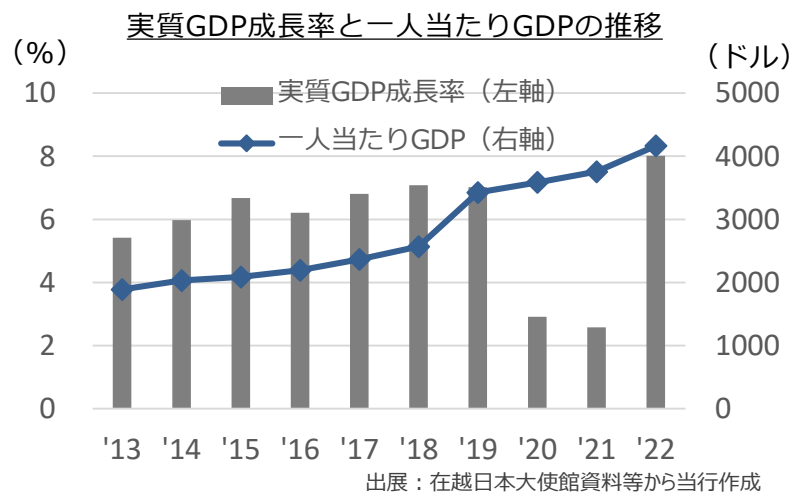
ベトナムのマーケットの特徴を表すキーワードは2つあります。「**中間層の拡大**」と「**消費市場の成長性**」です。それぞれの内容について詳しく見ていきます。

1 中間層の拡大

ベトナムは、コロナ禍である2020年と2021年を除けば、過去10年間にわたり年率6～7%の経済成長を維持してきました。2022年も実質GDP成長率は8.02%と、高水準の経済成長が続いており、一人当たりGDPも4,000ドルを超える水準まで成長しています。

こうした経済成長を背景に個人の所得は毎年増加傾向にあります。経済産業省は、世帯所得が「5,000ドル以上、35,000ドル未満の層」を中間層と定義しており、2000年に約12%だった中間層の割合は、2020年には約52%にまで拡大しています。

また、近年では「食の安全」に対する意識が高まっており、安全性の高い商品は多少高額でも購入するベトナム人が増加しています。その結果、「安全・安心」「高品質」と評価される日本産食品に注目が集まっています。



2 消費市場の成長性

ベトナムは、労働生産人口（15歳以上65歳未満）比率の上昇が続く「人口ボーナス期」に突入しており、2040年ごろまで続くと見込まれています。一般に、人口ボーナス期には経済が拡大し、個人消費が活性化する傾向にあると言われています。加えて、人口規模は2023年4月に1億人を突破し、東南アジアではインドネシア、フィリピンに次ぐ3番目の人口大国となりました。今後も人口は2050年ごろまで増加し続け、1億1,000万人になると予測されています。人口構成や人口増加を背景に、これまでは製造拠点として注目されてきましたが、今後の成長が見込まれる消費市場としても注目されはじめています。

◆ベトナムへの農林水産物・食品の輸出状況

過去10年間における日本からベトナムへの農林水産物・食品輸出額の推移を見ると、2013年の293億円から2022年には724億円（前年比+23.8%）と拡大傾向にあります。輸出相手国を見てみると、2022年はベトナムが全体の第5位（ASEAN加盟国の中では首位）となり、日本の食品輸出にとってベトナムが重要なマーケットであることが分かります。

ベトナム向け輸出のうち上位品目を占める**さば**、**さけ・ます**、**かつお・まぐろ類**、**ぶり**などの水産物は、主として加工原材料として輸出されており、アメリカやEUなど世界各国へ輸出されています。また、一部は寿司ネタ等に加工され、ベトナム国内向けに日系の飲食店や日本食卸大手が運営するECサイトを通じて、一般消費者にも直接販売されています。

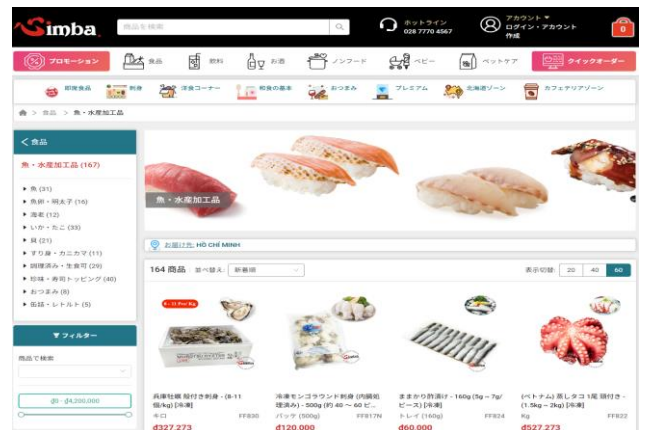
農林水産物・食品輸出相手国（2022年・抜粋）

括弧は前年順位	国名	輸出額（前年比）
1位（1）→	中国	2,782億円（+25.1%）
5位（5）→	ベトナム	724億円（+23.8%）
7位（8）↑	シンガポール	554億円（+35.3%）
8位（7）↓	タイ	506億円（+14.7%）
9位（10）↑	フィリピン	314億円（+51.7%）

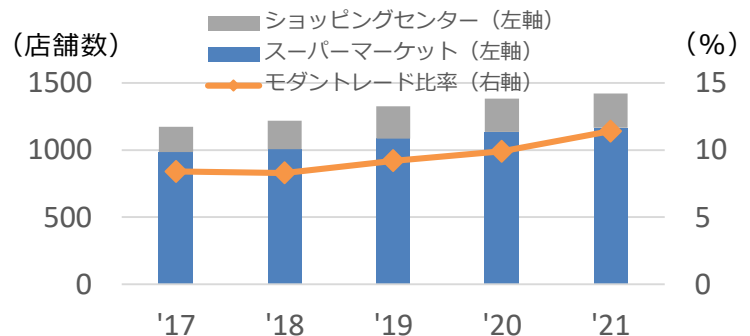
ASEAN加盟国

出展：財務省作成資料を基に当行作成

日本食卸大手SimBa社が運営するECサイト



主な小売店舗数とモダントレード比率の推移



出展：NRI作成等資料を基に当行作成

トラディショナルトレードの様子



◆ベトナムの食品小売の状況

ベトナムの小売形態は、「モダントレード」（スーパーマーケットやショッピングセンター等）と「トラディショナルトレード」（個人商店や市場等）に大別されます。現状では、トラディショナルトレードが主流で、食品小売の約88%を占めますが、経済発展や都市化、個人所得の増加を背景に、スーパーマーケットやショッピングセンターの店舗数は増加傾向にあります。加えて、日系企業を含む物流大手による冷蔵倉庫・冷凍車両への大型投資など、コールドチェーンの整備が進められており、冷凍冷蔵食品の売上が伸びています。

こうした小売市場の変革は、生鮮食品やチルド食品などの取り扱い増加につながり、安全・安心で高品質な日本産食品の流通拡大に向けた追い風になるものと期待されます。

◆ベトナムの食品輸入規制

日本からベトナムへ食品を輸出する場合、品目別に規制や条件が定められています。以下に、主な輸出規制等について記載します。

品 目	ベトナムの食品輸入規制の内容
肉 (牛肉、豚肉、鶏肉)	- 厚生労働省（日本）により輸出食肉取扱施設として登録された施設で製造されたもの、且つ冷蔵または冷凍のものに限る。 - 輸出に際しては、「食肉衛生証明書」および「輸出検疫証明書」の交付を受ける必要がある。
水産物	- 厚生労働省（日本）により輸出水産食品取扱施設として登録された施設で製造されたもの、且つ冷蔵または冷凍のものに限る。 - 輸出に際しては、活水産物の場合「食用水産品証明書」、活水産物以外の場合は「衛生証明書」の取得が必要。
青果物	りんご・なし・みかん・レタスのみ輸出可能。 注. 上記以外の青果物は、植物検疫条件が定められていない。
その他	- ベトナムに輸入されるアルコール飲料には、付加価値税（VAT）10%に加え、特別消費税（35%～65%）、輸入税が課せられる。但し、日越経済連携協定（JVEPA）により、ノンアルコールビールと日本酒に限り、輸入税は0%。 - 日本のALPS処理水放出に対するベトナムの反応は落ち着いており、政府高官もベトナム海域に影響を及ぼすものではないと発言。

出展：JETROホームページ等より当行作成

◆終わりに

食品輸出を成功させるためには、各国の規制に対応するのはもちろんのこと、輸出先の嗜好にあった商品の選定・開発を行うことが重要です。当行では、海外派遣行員とのオンライン面談等により現地の市場動向や最新情報をタイムリーにお届けしています。海外派遣行員との面談をご希望の際には、お取引のある当行本支店までお気軽にお申し付けください。

（ベトナム・ホーチミン駐在 井関 智大、ハノイ駐在 佐久間 大資）

【お問合せ先】

七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】

その他の記事はこちらからご覧ください。

https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。